

主ト合見シ前項ノ要求書ヲ事業主ニ提出シ即答シ求メタルカ
事業主ハ之ヲ拒絶シタルヲ以テ翌十四日ノ合見ヲ約シテ辭去
シ合行黨員ト協議ノ上今町西八町目三番地ノ空家ヲ借受ケテ
争議団本部トナシ争議團長谷田登以下役員ノ部署シ定メテ彼
ク近斗争スハク対策ヲ講シツ、アリ

(2) 事業主側

事業主ハ本月十六日職工ノ工賃ヲ支拂フヘシ計重シ資金調遣
ト稱シテ今日外出シタル侯滞宅マス行先不明ナルカ工場及家
屋等ハ担保トシテ他ニ讓渡シマリ取引先ノ信用資金ノ然態ナ
ル為メ資金ノ調遣ニ不能ト認メラル

ハ交渉状況

本月十四日争議団代表大塚宗次郎長田清治徳田祐澄等ハ事業
主シ訪向シ要求書ニ對マル回答シボメタルニ工場主ハ第一項
ノ利シテハ明後十六日支拂フ、々旨回答シ其ノ他ハ承認スル

コト能ハス経営困難ナ、為ノ改革ヲ斷行スルニ非ズサレハ當
業ノ繼續不可能トシテ其ノ際既ニトモ同経営ヲ為シシト後
宗シタルカ代表等ハ之ニ反対ノ要求條件ニ帯シ逐次協議セン
トシシルニ事業主ハ之レシ一蹴シ各條件皆務センコトヲ主張
シ譲ラサル為メ従業員代表ハ更ニ考慮ノ上即刻解決サレ度シ
ト云ヘテ辭去セリ

右及中(一)條修正